配慮事項記載シート（山際周辺地区（第１種景観形成地区））

（１）基本事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 基本事項 | □ 景観づくりの基本目標、景観形成方針に沿った景観形成に配慮する。□ 届出対象となる行為は、周囲の景観になじむよう調和に向けた努力を行う。□ 行為場所及び周辺の景観の向上に寄与するよう配慮及び工夫に努める。 |  |  |

（２）建築物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 配置 | □ 現在の街並みの壁面線を原則とする。□ 駐車スペース等を確保するため、やむを得ず建築物を後退させる場合は、塀・門扉・生垣などを壁面の位置に揃えて設置をするなど、街並みの連続性を保つよう努める。 |  |  |
| 高さ | □ 原則として２階以下とする。 |  |  |
| 形態意匠・色彩 | 形状 | □ 和風建築を基本とし、歴史的な街並みや伝統的建造物に配慮した形状とする。 |  |  |
| 屋根及び庇 | □ 屋根及び庇は、勾配屋根とし、周囲の建築物と調和した勾配とする。□ 構法は、日本瓦(黒、灰色)葺又はこれに類するものとする。 |  |  |
| 外壁・開口部 | □ 外壁及び開口部の建具については、周囲の建築物と調和し、街並みの連続性を保つよう努める。□ 外壁は、白又は濃い茶、黒などの落ち着いた色彩を基本とし、仕上げ材は、しっくいや木材などの自然素材又はこれに類するものとする。□ 建具は、茶や黒褐色などの落ち着いた色彩とする。 |  |  |
| 建築設備等建築設備等 | □ 空調機等の建築設備は、通りから容易に見える位置に設置しないものとする。□ やむを得ず設置する場合は、目隠しの設置などにより、目立たないようにする。□ 屋根に太陽光パネル等を設置する場合は、屋根の色彩との調和に配慮し、低明度かつ低彩度、低反射で模様が目立たないものを使用する。 |  |  |
| 外構・緑化 | □ 通りからの見え方に配慮し、既存樹木の保全及び生垣の設置など敷地内の緑化に努める。□ 景観を損なう恐れのある建物、敷地の修景のため樹木の植栽、補植に努める。□ 駐車場は、山際通りから容易に見える位置に設置しないものとする。□ やむを得ず設置する場合は、生垣で修景するなど、周辺の歴史的景観を損なわないよう努める。 |  |  |

（３）工作物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 配置 | □ 通りからの見え方に配慮した配置とする。□ 伝統的建造物等の重要な景観資源の周辺においては、景観資源に調和するよう、位置関係に配慮する。 |  |  |
| 高さ | □ 背景となる山並みの稜線や隣接する建築物との調和に配慮し、突出した高さとならないスカイラインの形成に努める。 |  |  |
| 形態意匠 | □ 伝統的建造物の意匠等と調和した形態意匠となるよう配慮する。□ 道路や周囲からの見え方において、ボリューム感の軽減に努め、圧迫感や閉塞感を感じさせないよう配慮する。 |  |  |
| 色彩 | □ 白又は濃い茶、黒など彩度の低い落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物との調和に配慮する。 |  |  |

（４）　特定工作物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 塀・柵 | □ 山際通りは、伝統的様式及びこれに準じたものとし、その他は和風デザインと調和するもの又は生垣とする。□ ブロック塀は、禁止する。□ 塀の色彩は、白、黒、濃い茶、柵の色彩は、黒、濃い茶を基調とする。 |  |  |
| 擁壁 | □ 原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。 |  |  |
| 広告物 | □ 看板等の広告物のデザイン及び色彩は周辺の景観を損なわないよう配慮する。□ 自家用広告物以外の営業用広告は、原則として設置しない。□ 電柱の巻きつけ広告は、禁止する。 |  |  |
| ごみ集積所 | □ ごみ集積所を設置する際には、公道等からの見え方に配慮し、周辺の歴史的景観を損なわないものとする。 |  |  |
| 自動販売機 | □ 通りに面して、自動販売機を設置する場合は、木柵の目隠しの設置や低明度かつ低彩度の色彩を使用するなど、建築物や周辺の景観との調和に配慮する。 |  |  |

（５）　開発行為等、その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事項 | 景観形成基準 | 配慮・措置の内容 | 審査欄 |
| 開発行為及び土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更 | □ 土地の形質の変更を行うときは、変更後の状態が歴史的景観を著しく損なわないよう努める。 |  |  |
| 木竹の伐採 | □ 歴史的景観と一体をなす樹木の保存に努める。 |  |  |
| 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 | □ 堆積等の面積は最小限に留め、できるかぎり高さを抑える。□ 通りから目立たないよう、堆積の位置や規模を工夫し、堆積区域の周囲及び敷地内の緑化に努める。 |  |  |

（備考）

１　行為に関係する部分の□にレ印を記入し、配慮及び措置内容を記載してください。

２　届出内容と関連しない項目（今回変更しない箇所）は斜線を入れてください。